

学校の「いじめ防止に向けた取組」

新たに加える取組

調査報告書による
8つの提言

子どもの動静把握

事案への対応

いじめ防止教育

- 「子ども見守りシート」による学校と家庭の連携強化
○各学校のホームページに掲載しており、保護者がいつでも活用できる。
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施(小学校5年生、中学校1年生)
○児童生徒の状況を把握し、必要に応じて声掛けや面談を行う。
- いじめやその他生活上の様々な問題や悩み事に関する相談窓口
こども電話相談 電話 042-664-3665 総合教育相談 電話 042-664-6949
- 各種調査の実施
「児童・生徒が相談できる大人に関する調査」
「長期休業日前、長期休業日終了前の児童・生徒の状況把握調査」
「ふれあい(いじめ防止強化)月間におけるいじめ及び不登校に関する調査」

- スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭支援
○スクールソーシャルワーカーによる学校訪問・家庭訪問などを通じ、学校と家庭との調整・関係機関とのネットワークの構築や連携、調整といった支援、相談を実施している。
- 市の法制課に配置された法務専門員による法律相談
○法制課に特別職員として配置された法務専門員に、学校での対応が難しい法的な助言を必要とする案件の相談を行っている。
- スクールカウンセラーによるカウンセリングや相談体制の充実
○子どもの悩みを受け止めたり、子どもの状況を把握し、担任と共有して対応したりするなどカウンセリング機能や相談体制の充実を図っている。

- 適正なインターネット利用推進を図るための学習機会
○セーフティ教室によるインターネット利用に関する内容の取扱い(平成30年度) 小学校・・・53校(70校中) 中学校・・・25校(38校中)
- いじめ防止・SOSの出し方に関する授業
○いじめ防止に関する授業・・・年間3回以上、小・中学校全校で実施
○SOSの出し方に関する授業・・・年間1回以上、小・中学校全校で実施
○教員向けに校内で、いじめ防止に関する研修を小・中学校全校で実施
- 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」
○夏季休業日明けに、命に関する校長講話や生と死に関わる教育の実施など、命について考えるための機会を小・中学校全校で設けている。

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の周知徹底

「いじめを許さないまち八王子条例」の基本理念を基に、いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題であるという認識をもち、全ての児童・生徒が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童・生徒を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けて取り組む。

- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」
○学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって年間2回測定することにより、児童・生徒の実態を把握し指導に活用していく。(令和元年6月より実施) 提言 2・3
- スクールソーシャルワーカーの増員(令和2年1月より実施)

現行	6名体制	新体制	10名体制
	1人あたり18校		1人あたり10校

 提言 1・2
- スクールロイヤー制度の創設(令和2年2月より実施)
○学校の指導範囲を超える対応困難な問題に対し、法的な助言を行う。
○スクールロイヤーによるいじめ予防に関する研修を実施する。 提言 4・5
- 学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築(令和2年1月より実施)
○学校心理士スーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの研修を実施する。
○学校心理士スーパーバイザーが学校を訪問し、助言や相談を行う。 提言 1・2
- 情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施
○SNS等の適切な使い方について地域・家庭の共通理解を図るため、情報関連企業による小学校6年生を対象とする授業を実施する。 提言 6
- いじめ防止プログラム・ソーシャルスキルトレーニング
○中学校1年生を対象とした生徒が自らの気持ちを整理できるようにするための実践的なプログラムを全校で実施する。 提言 3
- 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」
○小・中学校 全学年を対象に「いじめを許さないまち八王子条例」の趣旨を伝え、学校・家庭・地域等とともに「いのち」について真摯に向き合う機会とする。 提言 7・8

提言1
隠れた重大事態の洗い出し

提言2
不登校重大事態への対処

提言3
いじめ抑止に向けた取組の強化

提言4
SOSの受信力・発信力の向上

提言5
マルチチャンネルによる「つながり」の形成と組織的対応の強化

提言6
SNS教育

提言7
生と死の教育

提言8
「いのちを考える日」の制定